

ドローンを所有されている方へのお願い

ドローンの飛行にはルールがあります

法律違反にならないように事前の確認を！



空港周辺

自衛隊施設周辺

★ 小型無人機等飛行禁止法

福岡県では、

「福岡空港」「航空自衛隊春日基地」「航空自衛隊築城基地」
「航空自衛隊芦屋基地」「情報本部太刀洗通信所」
「航空自衛隊背振山分屯基地」「陸上自衛隊福岡駐屯地」
「板付飛行場」

がドローン等の飛行禁止区域として指定されています。

(飛行させる場合は、対象施設や警察などに通報が必要となります)

※ ドローンの飛行については、航空法による規制もありますのでご確認下さい

※ 飛行禁止区域や飛行方法についての詳細は、以下のサイトをご参照下さい

<https://www.police.pref.fukuoka.jp/keibi/keibi/drone.html>【福岡県警HP】

検索

福岡県警察